令和６年１１月

生涯学習プラザグループについて

生涯学習プラザは、生涯学習及び自治のまちづくりの拠点として、市民の自主的、自発的な学習や活動を奨励、支援するために、「生涯学習プラザグループ」の登録を行います。

活動に当たっては、次のことをご理解いただき、誰もが気持ちよく使えるようご協力ください。

１　登録の要件について

① グループの活動

・知識や技術の習得にとどまらず、地域文化の向上や仲間づくりの輪をひろげるよう努めてください。

・グループは、市民により主体的に結成されたもので、営利を目的とせず、グループの目的に沿った活動を定期的に継続して行ってください。

・登録グループとしての活動を行うには、利用する施設毎に登録を行う必要があります。

・会員は尼崎在住･在勤（在学）者を半数以上とし、３人以上で活動することとします。

・誰もが参加できるよう門戸を開いていただきます。（市民等から問い合わせがあれば市民等へ連絡先を提供します。）

・生涯学習プラザの行う事業や研修会等に積極的に参加していただきます。

② グループの運営

・運営に当たっては、グループの主体性のもとに、会員がお互いに協力し、合意を得るなど民主的に進めてください。

・活動目的、内容等を明記した会則の趣旨を踏まえた運営を行うようにしてください。

・グループ名称には、指導者名や他のグループと類似したものは使用しないでください。

・役員については、最低でも会長、会計、監査を定めてください。

・入退会は自由とし、新規会員を増やすことにも留意してください。

・運営経費は会費等をもってあて、会費はできるだけ低額にしてください。（営利活動による収益によって運営経費を賄うことは認められません。）

・指導者を招く時は、専門的、技術的に信頼性があり、低額な謝礼で指導していただける人を選ぶように努めてください。

２　生涯学習プラザグループになると

・登録された内容のグループ活動を行う場合、生涯学習プラザの使用料が５割減免になります。

・グループ相互の情報交換の場の設定、各種の相談・助言等により、それぞれのグループ活動の課題等の解決に向けた支援を行います。

３　ご理解とご協力いただきたいこと

・活動に当たっては、利用報告書の提出や備品の取扱い、利用後の片付けなど施設利用のルールを守ってください。

・生涯学習プラザで行う事業のため、部屋の利用制限や変更などをお願いする場合もありますが、その際はご協力ください。

・あらかじめ登録いただく活動日は、活動内容の一つとして把握しているもので、年間を通じて利用する部屋を保証するためのものではありません。

4　その他

・代表者が市外住所の場合市外料金となります。

・指導者に謝金を渡している場合、代表者と指導者（指導者と生計を一にするもの及び指導者と雇用関係にある者を含む）は別の人として下さい。

・届け出内容に変更が生じた場合（解散含む）は、直ちに登録グループ変更届出書を提出してください。